

半田市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十六日

半田市長 久世 孝宏

### 半田市条例第三号

半田市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

半田市職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和二十六年半田市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

半田市職員の分限の手續及び効果並びに失職の特例に関する条例

第一条中「第二十八条第三項」の下に「及び第四項」を、「効果」の下に「並びに失職の特例」を加える。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

第七条 任命権者は、職務上の過失による事故又は過失による交通事故に係る罪により拘禁刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

### 附 則

#### （施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

第二条 この条例の施行の日から令和七年五月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の半田市職員の分限の手續及び効果並びに失職の特例に関する条例第七条第一項の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮刑」とする。同年六月一日以後における同日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。